

事業者もしくは代理人の方へ

埋蔵文化財包蔵地に該当している土地につきまして、関係者（土地所有者・事業者等）へ、以下の事項についての説明をお願いします。

- 1 遺跡の範囲内で掘削を伴う土木工事(伐根を含む)を実施する場合は、土木工事着工60日前までに、裏面の表にあります書類一式の提出をお願いします。裏面の表2「埋蔵文化財調査承諾書」については、土地所有者の承諾・押印が必要となります。
- 2 遺跡の範囲内に位置している場合は、原則として試掘調査が必要です。
書類提出後、試掘調査の日程等を協議し、通常、書類提出後7～14日以内で実施します。（※他の申請状況や、天候等により工程が前後する場合があります。）
試掘調査費用につきましては公費負担となりますが、開発の原因者の御負担において、舗装の除去等、試掘調査が可能な状態にさせていただく必要があります。
- 3 当該地が既に調査済みであっても、新たに遺跡の範囲内で土木工事を実施する場合には、埼玉県教育委員会に裏面の表3「埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について」を提出する必要があります。
- 4 試掘調査において埋蔵文化財が発見された場合は、文化財保護法及び関係法令等に基づき、文化財の保護（現状保存又は発掘調査による記録保存）に御協力ください。
- 5 発掘調査は、工事内容が個人専用住宅の建設の場合、発掘調査費用の御負担は発生しません。その他の工事内容（宅地造成、建売住宅、集合住宅、事業所等）につきましては、開発の原因者に発掘調査費用の御負担をお願いしております。
- 6 発掘調査にかかる費用につきましては、埋蔵文化財の試掘確認調査の結果をもって積算いたします。文化財の性質上、事前に金額（平米単価等を含む）を提示することはできません。御了承ください。

担当：坂戸市教育委員会 社会教育課 文化財保護係

電話：049-283-1331 内線 582

遺跡内で土木工事を実施するにあたり、
以下の書類を
着工 60 日前までに提出してください。

	書 類 名	部数
1	埋蔵文化財包蔵地内の土木工事における事前協議書	1 部
2	埋蔵文化財調査承諾書	1 部 (両面印刷)
3	埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について	1 部 (両面印刷)
4	所在地案内図	2 部
5	公 図	2 部
6	工 事 概 要 図 (配置図) 等	2 部
7	基 礎 断 面 図	2 部